

議案第 1 5 1 号

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

気多公園の面積の変更に伴う改正

飛驒市都市公園条例の一部を改正する条例

飛驒市都市公園条例（平成16年飛驒市条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表第1 気多公園の項中「1.37」を「1.43」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市都市公園条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案				
本則・附則 略 別表第1 (第2条関係)					本則・附則 略 別表第1 (第2条関係)				
名称	位置	種別	面積ha	開設年月日	名称	位置	種別	面積ha	開設年月日
増島児童公園の部～千代の松原公園の部 略					増島児童公園の部～千代の松原公園の部 略				
気多公園	飛騨市古川町上気多 1754番地	近隣	<u>1.37</u>	昭和30年4月1 日	気多公園	飛騨市古川町上気多 1754番地	近隣	<u>1.43</u>	昭和30年4月1 日
以下 略					以下 略				

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

気多公園の面積の変更に伴う改正

2 改正の内容

平成30年7月豪雨災害にて被災した気多公園区域内の園路の一部及び隣接する民地法面の災害復旧工事を行う際、民地法面の寄附を受けたことに伴い、都市公園として管理するため面積を改めるもの。

3 施行日 公布の日